DV等被害者法律相談援助事業のフロー

2019年10月版

DV、ストーカー、児童虐待を受けている疑いのある方

☀濾テラス

地方事務所

通常の情報提供に加え、

利用者がDV等被害者法律相談援助を 希望すれば、取次票を作成

●要件に該当する場合は

契約弁護士に速やかに配てん、弁護士選任

取次票

- ※ 必要に応じて警察をはじめとする相談窓口の紹介も並行して実施
- ※ 場合によっては、民事法律扶助、犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介も検討



通常の情報提供に加え、

利用者がDV等被害者法律相談援助

を希望すれば、取次票を作成し地方事務所へ

担当弁護士

●被害の防止に関して必要な法律相談の実施・

(選任後、速やかな相談実施)

・実施場所:法テラス地方事務所・弁護士事務所 (事情によっては出張相談や指定相談場所での相談も可)

- ・利用者に申込書を記入してもらう
- 有資力の場合には、「費用のご負担について」を交付する
- ●相談後ただちに申込書・相談票を法テラスへ提出
 - 相談を実施できなかった場合も、法テラスへ報告する

法テラスの契約弁護士 に直接問合せ



利用者

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること ※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出する こととなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除

該当する場合、

利用者の費用負担なし

該当しない場合

利用者の費用負担あり →利用者から法テラスへ、 相談料 (5,500円)を支払う



民事法律扶助

日弁連委託援助

私選受任